

No. 1304 (2025. 1.31)

## 令和7年度税制改正案の概要

はじめに

### I 税制改正案策定の経緯

- 1 「103万円の壁」の引上げ
- 2 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の実施時期等

### II 令和7年度税制改正案の概要

- 1 「103万円の壁」の引上げ
- 2 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

3 個人向けの措置

4 法人向けの措置

5 グローバル・ミニマム課税への対応

6 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

### III 主な論評と今後の課題

1 主な論評

2 今後の課題

おわりに

キーワード：税制改正、103万円の壁、防衛増税、消費税免税制度、国際課税、所得税、法人税

- 令和6(2024)年12月20日、自由民主党及び公明党は「令和7年度税制改正大綱」(与党大綱)を決定した。同27日、与党大綱の内容に基づく「令和7年度税制改正の大綱」(政府大綱)が閣議決定され、税制改正案が示された。
- いわゆる「103万円の壁」の引上げが焦点となった。基礎控除と給与所得控除の最低保障額を引き上げ、合計123万円とする案が示されたが、与野党間の協議次第では、修正の可能性もあると見られる。また、いわゆる「防衛増税」のうち防衛特別法人税とたばこ税の見直しの内容と開始時期が盛り込まれた。
- 「防衛増税」のうち所得税に係る措置や、高校生年代の扶養控除の見直し等、引き続き検討を行うとされた項目も少なくない。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 三浦 啓

第1304号

## はじめに

令和6(2024)年12月20日、自由民主党(以下「自民党」)及び公明党により「令和7年度税制改正大綱」(以下「与党大綱」)<sup>1</sup>が決定された。同月27日、与党大綱の内容に基づく「令和7年度税制改正の大綱」(以下「政府大綱」)<sup>2</sup>が閣議決定された。税制改正を実施するための関連法案は、第217回国会(常会)に提出される見込みである。

石破茂政権下で初の税制改正である令和7年度税制改正の最大の論点は、いわゆる「103万円の壁<sup>3</sup>」の引上げであった。103万円という水準は、所得税における給与所得控除<sup>4</sup>の最低保障額(現行:55万円)と基礎控除<sup>5</sup>額(現行:48万円)の合計額であり、一定の場合<sup>6</sup>に、所得税の課税が始まる水準となる<sup>7</sup>。自民党、公明党と政策協議を行った国民民主党は、基礎控除等を引き上げることにより、103万円を178万円まで引き上げることを強く求めた<sup>8</sup>。自民党、公明党は、178万円への引上げは、国と地方の合計で、7兆円から8兆円程度の税収減が見込まれる<sup>9</sup>こと等への懸念から慎重な姿勢を示した<sup>10</sup>ため、引上げ幅等が論点となった。

本稿は、今後の国政審議に資する観点から、令和7年度税制改正案について、閣議決定時点までの経緯を確認し、あわせて、与党大綱及び政府大綱の内容を基に税制改正案を概説する。政府大綱に記載された税制改正に伴う増減収見込額(国税及び地方税)を巻末に掲げた(巻末

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和7(2025)年1月10日である。なお、本稿における人物の肩書は当時のものである。

<sup>1</sup> 自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱」2024.12.20. <[https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi\\_2025.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf)>

<sup>2</sup> 「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)>

<sup>3</sup> 一般的には、配偶者が、103万円以内(納税者本人に配偶者控除が適用される水準及び配偶者に所得税の課税が始まる水準)に給与収入を抑える傾向にあることを指す。配偶者控除については、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっている。それにもかかわらず、収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度の支給基準に援用されていることや、心理的な壁として作用していることが指摘されている。佐々木誠・木原健史「所得税法(配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し)の改正」財務省『税制改正の解説 平成29年度』pp.89-100. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11718744/1/3>>

<sup>4</sup> 給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の2つの性格を有すると整理されている。控除額は給与収入金額に応じて算定され、給与収入が一定以下の場合には最低保障額が適用される。税制調査会『わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—』2023.6, p.95. 内閣府ウェブサイト <[https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/5zen27kai\\_toshin.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/5zen27kai_toshin.pdf)>

<sup>5</sup> 基礎控除は、一定の金額までの少額の所得については、負担能力を見いだすには至らないと考えられることから、原則全ての納税者に適用される控除である。税制調査会 同上, p.105.

<sup>6</sup> 配偶者の収入が給与収入だけである場合、収入金額が103万円以下で、ほかに所得がなければ所得税は課されない。「No.1800 パート収入はいくらまで所得税がかからないか」『タックスアンサー(よくある税の質問)』国税庁ウェブサイト <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1800.htm>>

<sup>7</sup> 「課税最低限」は、配偶者や被扶養者の有無といった個人の世帯構成等の条件によって異なる。財務省が示している課税最低限は、給与所得控除と基礎控除のほかに社会保険料控除等も含まれる。例えば、単身の場合、令和6(2024)年1月時点の課税最低限は121.1万円とされる。財務省「主要国における所得税の「課税最低限」及び「税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入」の比較」2024.1. <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/028b.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/028b.pdf)>

<sup>8</sup> 「「103万円の壁」上げて減税 基礎控除の拡大幅が焦点(備える&生かす)」『日本経済新聞』2024.11.23.

<sup>9</sup> 加藤勝信財務大臣は、「非課税枠を75万円引き上げたという場合には、国・地方において一定の仮定をおいて減収額を機械的に計算しますと、国・地方合わせて7兆から8兆円程度の減収と見込まれている」と説明している。「加藤財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要(令和6年11月1日(金曜日))」財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/conference/my20241101.html](https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20241101.html)>

<sup>10</sup> 「「103万円」上げ幅 神経戦 国民「協議打ち切り」」『読売新聞』2024.12.18.

表 A、B)。なお、税制改正を実施するための関連法案は、今後の国会での審議の過程において修正を経る可能性も示唆されている<sup>11</sup>。

## I 税制改正案策定の経緯

本章では、「103万円の壁」の引上げに係る主な経緯と、令和7年度税制改正において最大の増税措置となる「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」、いわゆる「防衛増税」（以下、本稿では「防衛増税」の表現を用いる。）の実施時期等の決定に係る主な経緯を紹介する。

### 1 「103万円の壁」の引上げ

令和6（2024）年9月27日に開票された自民党総裁選挙の結果、石破茂衆議院議員が自民党総裁に選出され、同年10月1日に自民党、公明党の連立内閣である第1次石破内閣が発足した。同月27日に実施された第50回衆議院議員総選挙の結果、自民党及び公明党の衆議院における議席数は過半数を下回った<sup>12</sup>。同年11月11日には、自民党、公明党による連立政権の枠組みを維持した第2次石破内閣が発足した。

第2次石破内閣は、衆議院における与党の議席が過半数に達しない「少数与党」の状態となり、与党のみで法案を成立させることが不可能となった。このため、石破首相は、野党との個別の政策協議を通じて協力を得て、政権を維持する方針を採った<sup>13</sup>。この方針により、令和7年度税制改正案は、野党である国民民主党との政策協議の結果を踏まえて策定される、例年とは異なる経緯をたどった。

本稿冒頭で述べたとおり、国民民主党は、自民党、公明党との政策協議を通じて、基礎控除等の合計額を103万円から178万円へ引き上げることを求めたほか、揮発油税等に係るトリガー条項<sup>14</sup>の凍結解除等による減税を求めた<sup>15</sup>。国民民主党は、基礎控除等の合計額を178万円へ引き上げる根拠として、令和6（2024）年度の最低賃金の全国加重平均が、最後に所得税のインフレ調整<sup>16</sup>が行われた平成7（1995）年度と比較して1.73倍であることを挙げた<sup>17</sup>。政府の試算

<sup>11</sup> 「[スキャナー] 年収の壁 修正含み 税制大綱決定 主張隔たり 協議越年」『読売新聞』2024.12.21; 「公明・斉藤代表、来年度予算案「修正あり得る」」『日本経済新聞』2025.1.3; 平石隆太「2025年度税制改正大綱解説」2025.1.6, p.3. 大和総研ウェブサイト <[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20250106\\_024838.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20250106_024838.pdf)>

<sup>12</sup> 「会派名及び会派別所属議員数」2024.11.11. 衆議院ウェブサイト <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/shiryu/kaiha\\_m.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryu/kaiha_m.htm)>

<sup>13</sup> 「「103万円の壁」見直し焦点 自公国政策協議 政治改革も議論加速へ」『読売新聞』2024.11.5.

<sup>14</sup> 「トリガー条項」とは、ガソリンの平均小売価格が3か月連続で1ℓ当たり160円を超えた場合に、上乘せされている税率である「当分の間税率」の適用を停止し、本則税率を適用する制度である。なお、「当分の間税率」は、財政状況や地球温暖化対策との関係を踏まえ、当分の間、平成22年度税制改正において廃止された揮発油税等の暫定税率の税率水準を維持することとして設けられたものである。しかし、この「トリガー条項」は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）に基づき、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされている。

<sup>15</sup> 「国民民主が要望書 与党、来週にも回答 税制改正」『朝日新聞』2024.11.21.

<sup>16</sup> 物価の上昇とともに名目的な所得が増加すると、実質的な所得が変わらないにもかかわらず、所得税の負担が重くなる。これは、所得税の構造上、2つのルートにより発生する現象として知られている。具体的には、①名目上の所得の伸びに応じて、納税者がより高い累進税率の区分に入ること（ブラケット・クリープ）と、②諸控除の水準が名目値で設定されていることによる。第2次世界大戦後や高度経済成長期においては、所得税のインフレ調整のための減税が度々行われていた。大蔵省主税局編『所得税百年史』1988, p.117.

<sup>17</sup> 「自民・公明・国民民主「手取り増」妥結探る 非課税枠拡大が論点 国民民主公約なら7.6兆円減税」『日本経済新聞』2024.11.1.

によれば、基礎控除等を75万円引き上げる場合、国と地方を合計した減収額は、約7～8兆円に及ぶとされ<sup>18</sup>、特に地方自治体からは、基礎控除の引上げによる個人住民税の大幅な収減等によって地方財政へ甚大な影響が生じるとの懸念が表明された<sup>19</sup>。

令和6(2024)年12月11日には、自民党、公明党、国民民主党の3党の政策協議を経て、令和6年度補正予算の採決に当たって、3党の幹事長間で「いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる」こと及び「いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する」との合意がなされた<sup>20</sup>。

この合意を踏まえ、基礎控除等の引上げ幅をめぐって、3党の税制調査会長間での協議が行われた。しかしながら、自民党・公明党が基礎控除等を123万円に引き上げる案を示したことに対し、国民民主党は更なる引上げを求め、一時は、協議は決裂したとも報じられた<sup>21</sup>。与党大綱では、基礎控除額等の合計額を123万円に引き上げるとしたものの、3党の幹事長間の合意を再度確認する文言が盛り込まれたほか、「自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。」との表現が盛り込まれた。「103万円の壁」等をめぐっては、引き続き協議が行われるものと見られ、税制改正関連法案の修正が行われる可能性も報じられている<sup>22</sup>。

## 2 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の実施時期等

防衛増税は、令和4(2022)年末に決定された新たな防衛力整備計画<sup>23</sup>に関する財源確保に当たり、令和9(2027)年度以降に必要な約4兆円の財源のうち、約4分の1を確保するための税制措置をいう<sup>24</sup>。「令和5年度税制改正の大綱」(令和4年12月23日閣議決定)では、①法人税、②所得税、③たばこ税を増税する方向性が示されたものの、具体的な開始時期等は示されなかった<sup>25</sup>。

令和6(2024)年10月に、石破首相は、防衛増税の開始時期について令和6年中に決着させる方針であることが報じられた<sup>26</sup>。与党大綱では、①法人税と③たばこ税の増税開始時期(詳細はⅡ2で後述)が明記された。②所得税に係る措置の開始時期については、「103万円の壁」の引上げによる影響等を勘案しつつ、引き続き検討することとされた。所得税に係る措置の開始時期の決定が先送りされた背景には、基礎控除等の引上げによる減税との整合性の観点から公明党が慎重な立場を示したことがあるとの報道がある<sup>27</sup>ほか、法人税・たばこ税に係る措置のみでも1兆円程度の収増が確保されていること等があるとされている<sup>28</sup>。

<sup>18</sup> 「加藤財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要(令和6年11月1日(金曜日))」前掲注(9)

<sup>19</sup> 地方六団体「新地方創生及び地方分権改革の推進について」2024.11.27. 全国知事会ウェブサイト <[https://www.nga.gr.jp/rokudantai/item/03shiryo\\_2.pdf](https://www.nga.gr.jp/rokudantai/item/03shiryo_2.pdf)>; 「地方税収減、5兆円超 「103万円の壁」対策 自治体に懸念の声」『日本経済新聞』2024.11.20.

<sup>20</sup> 自由民主党・公明党 前掲注(1), pp.3-4.

<sup>21</sup> 「「103万円」税調協議、決裂 自公国、引き上げ幅で溝」『朝日新聞』2024.12.18.

<sup>22</sup> 『読売新聞』前掲注(11); 『日本経済新聞』前掲注(11); 平石 前掲注(11)

<sup>23</sup> 「防衛力整備計画」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定) p.30. 内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/siryou/221216boueiryokuseibi.pdf>>

<sup>24</sup> 第211回国会衆議院会議録第16号 令和5年4月6日 p.6; 「令和5年度予算のポイント」p.6. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/01.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/01.pdf)>

<sup>25</sup> 「令和5年度税制改正の大綱」(令和4年12月23日閣議決定) p.109. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf)>

<sup>26</sup> 「防衛増税の開始時期「年内に決着」首相」『日本経済新聞』2024.10.16.

<sup>27</sup> 「防衛財源 所得増税 時期再検討 政府・与党 決定 来年以降に」『読売新聞』2024.12.14.

<sup>28</sup> 「クローズアップ: 所得増税、押し切れず 「年収の壁」減税と矛盾 防衛財源、政府・与党」『毎日新聞』2024.12.14.

## II 令和7年度税制改正案の概要

### 1 「103万円の壁」の引上げ

#### (1) 見直しの概要

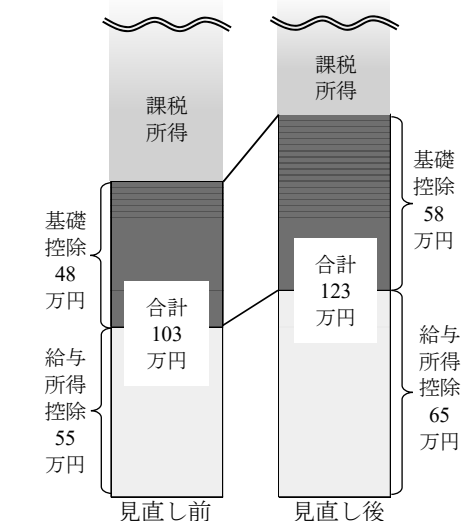
##### (i) 基礎控除・給与所得控除の引上げ

いわゆる「103万円の壁」については、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額をそれぞれ10万円ずつ引き上げ、控除の合計額を、103万円から123万円に引き上げることが与党大綱及び政府大綱に盛り込まれた（与党大綱, p.2; 政府大綱, pp.1-4.）（図1、表1）。ただし、基礎控除の引上げは、合計所得金額<sup>29</sup>が2350万円以下である者に限られる。2350万円超の所得を得ている者については、基礎控除額は現行と変わらず最高48万円である。なお、現行の基礎控除では、2400万円超の所得を得ている者については、基礎控除額が逡減する仕組みが設けられている（表2）。個人住民税については、地方税財源への影響や税務手続の簡素化等の観点等を勘案し、給与所得控除の最低保障額の引上げのみが盛り込まれた（与党大綱, p.5.）。これらの見直しは、所得税については令和7年分以後、個人住民税については令和8年度分以後に適用される（政府大綱, pp.1-4.）。

与党大綱では、基礎控除を48万円から58万円に引き上げる根拠として、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価が、平成7（1995）年から令和5（2023）年にかけて20%程度上昇したことを挙げた（与党大綱, p.4.）。

給与所得控除は、控除額が給与収入に対する割合に基づいて計算される控除であり<sup>30</sup>、収入が増加すれば控除額も増加し、収入が一定以下となる場合には、最低保障額が適用される。与党大綱では、最低保障額を55万円から65万円に引き上げる根拠として、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額が増加しない仕組みであることを指摘し、物価の上昇と就業調整への対応の観点から10万円引き上げるとした（与党大綱, p.4.）。

図1 基礎控除・給与所得控除の引上げのイメージ



（出典）政府大綱, pp.1-2等を基に筆者作成。

表1 基礎控除・給与所得控除の引上げ

	見直し前	見直し後
基礎控除	最高48万円	最高58万円
給与所得控除の最低保障額	55万円	65万円
合計	103万円	123万円

（出典）政府大綱, pp.1-2を基に筆者作成。

表2 見直し後の基礎控除の額

合計所得金額	見直し前	見直し後
2350万円以下	(48万円)	58万円
2350万円超		
2400万円以下	48万円	48万円
2400万円超		
2450万円以下	32万円	32万円
2450万円超		
2500万円以下	16万円	16万円
2500万円超	適用なし	適用なし

（出典）政府大綱, p.1等を基に筆者作成。

<sup>29</sup> 「所得」とは収入から必要経費や所得計算上の控除（給与所得控除等）等を控除した額をいう。他方で、「収入」とは、給与所得者であれば、給与所得控除を適用する前の1年間の給与や賞与の合計額をいう。

<sup>30</sup> ただし、給与所得控除の控除額には、上限（収入が850万円を超える場合：195万円）が設けられている。

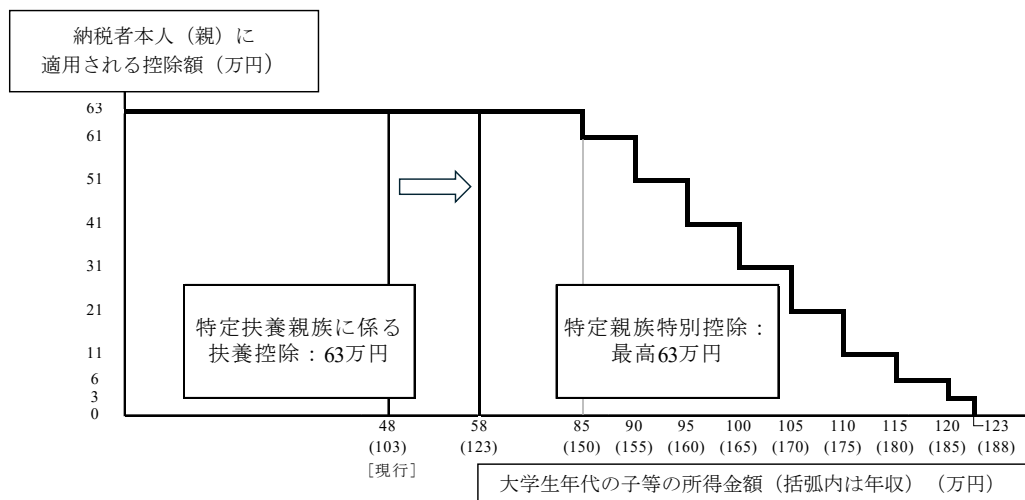
給与所得控除の最低保障額の引上げによって、最低保障額が適用される収入の給与所得者であれば、税負担が軽減される。給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられる見直し後において、最低保障額が適用されるのは、給与収入が190万円未満の場合である。190万円以上の給与収入を得ている場合には、最低保障額は適用されず、見直し後には所得税の基礎控除の引上げ分のみ税負担が軽減される。

所得税における個人の減税額は、年収等によって異なるが、年収500万円の給与所得者の場合であれば、年1万円程度になるとされる<sup>31</sup>。年収150万円の場合であれば、給与所得控除の最低保障額の引上げの影響も受けるため、減税額は所得税と個人住民税の合計で年2万円程度になるとされる<sup>32</sup>。

(ii) 特定親族特別控除（仮称）の創設

現行の扶養控除の仕組みでは、特定扶養親族（大学生年代の子等（19～22歳の控除対象扶養親族））に該当する場合、一般の扶養控除に控除額が上乘せされ、上乘せ分を含む全体の控除額は所得税で63万円、住民税で45万円である。扶養親族（特定扶養親族を含む。）に該当するのは、年間合計所得が48万円（給与収入で年収103万円<sup>33</sup>）以下である場合のため、扶養親族が年収103万円を超える給与収入を得ると扶養控除の対象外となり、親の税負担が増え、親と子を含めた世帯全体で見た時の手取り収入がかえって減少することがある。これらは、大学生年代の子等のアルバイトの就業調整の一因となっていると指摘されており<sup>34</sup>、国民民主党は与党との政策協議を通じて所得基準の引上げを求めている<sup>35</sup>。

図2 特定親族特別控除（仮称）の控除額のイメージ



(注) 控除額は所得税のものである。また括弧内の年収は、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた場合のものである（〔現行〕部分を除く。）。  
 (出典) 政府大綱, p.2; 「基礎控除引上げ 所得税のみ対応」『税のしるべ』2025.1.6等を基に筆者作成。

<sup>31</sup> 「特集—与党税制改正大綱 「壁」攻防、異例の協議 年収の壁 減税実感は来年末以降」『日本経済新聞』2024.12.21.  
<sup>32</sup> 「変わる壁、変わる暮らし 2025年度・与党税制改正大綱」『朝日新聞』2024.12.21.  
<sup>33</sup> 括弧内に示した給与収入額は、給与所得控除について、現行制度における最低保障額（55万円）の場合の年収額である。  
<sup>34</sup> 是枝俊悟・山口茜「学生の「103万円の壁」撤廃による就業調整解消は実現可能で経済効果も大きい」2024.11.11. 大和総研ウェブサイト <[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20241111\\_024732.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20241111_024732.pdf)>  
<sup>35</sup> 「補正予算案が衆院通過、成立へ 維新・国民民主も賛成—学生バイトの壁、150万円に」『日本経済新聞』2024.12.13.

与党大綱では、大学生年代の子等における就業調整への対策として、新たに「特定親族特別控除（仮称）」を設け、大学生年代の子等の所得に応じて控除額が段階的に逓減する仕組みを設けるとともに、満額の控除額を適用できる所得金額を引き上げることを盛り込んだ（与党大綱, pp.4, 21; 政府大綱, pp.2-4.）。所得に応じて控除額が逓減する仕組みは、配偶者特別控除の仕組みと類似するものであり、大学生年代の子等が一定の所得を超えても、税負担が急増しない<sup>36</sup>。

具体的には、所得 85 万円（給与収入で年収 150 万円<sup>37</sup>）を超えると、特定親族特別控除の控除額の逓減が始まり、所得 123 万円超（給与収入で年収 188 万円超）になると、控除の適用を受けられない。これらの見直しは、所得税について令和 7 年分以後、住民税について令和 8 年度分以後について適用される（政府大綱, pp.2-4.）（図 2）。

## （2）財源等

（i）及び（ii）の見直しに伴う国の減収額は 5830 億円（平年度）、地方の減収額は 750 億円（平年度）と見込まれている（政府大綱, pp.88-89.）。財源については、与党大綱では、「基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する」とされた（与党大綱, p.5.）。加えて、今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組により、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるとの文言も盛り込まれた（与党大綱, p.5.）。

## 2 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

「令和 5 年度税制改正の大綱」等において示された基本的な方向性に基づき、以下の内容が盛り込まれた。

### （1）法人税

法人税額に対して税率 4%の新たな付加税として、当分の間、「防衛特別法人税（仮称）」を課すことが盛り込まれた。防衛特別法人税は、令和 8（2026）年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。中小法人に配慮する観点から、防衛特別法人税額を算出する基準となる法人税額から 500 万円が基礎控除額として控除される（与党大綱, pp.17-18; 政府大綱, pp.78-80.）。そのため、法人税額が 500 万円以下の企業は課税されない<sup>38</sup>。中小企業の 9 割以上は防衛特別法人税の課税対象外となると見られる<sup>39</sup>。

### （2）所得税

「令和 5 年度税制改正の大綱」では、所得税額に対して税率 1%の新たな付加税を課すと

<sup>36</sup> 「働く大学生と親に減税効果 2025 年度改正、特別控除を新設（トップストーリー）」『日本経済新聞』2024.12.28.

<sup>37</sup> 括弧内に示した給与収入額は、給与所得控除について、令和 7 年度税制改正案に基づいて、最低保障額が 65 万円に引き上げられた場合の年収額である。

<sup>38</sup> 「税制改正 主なポイント 防衛増税」『読売新聞』2024.12.21.

<sup>39</sup> 「防衛増税、所得税決定先送り」『税務経理』10220 号, 2024.12.24, p.12.

もに、復興特別所得税の税率を1%引き下げること等が盛り込まれていた<sup>40</sup>。与党大綱では、この方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げの影響も勘案しながら、引き続き検討するとされ（与党大綱, p.18.）、所得税についての防衛増税は先送りとなった<sup>41</sup>。

### (3) たばこ税

たばこ税については、当分の間、①加熱式たばこに係る課税方式を改めることにより、加熱式たばこの税負担を引き上げ、紙巻きたばこと同じ水準とした上で、②紙巻きたばこを含め、1本当たりの税率を1.5円引き上げることとされた。政府大綱では、①及び②の措置は、激変緩和等の観点から、複数回にわたって引上げを実施するとしている。具体的には、①の措置については、令和8（2026）年4月と10月の2段階で税率を引き上げる。②の措置については、3段階で税率が引き上げられ、令和9（2027）年4月、令和10（2028）年4月及び令和11（2029）年4月に、それぞれ1本当たり0.5円ずつ引き上げるとされている（政府大綱, pp.80-81.）。

## 3 個人向けの措置

### (1) 子育て世帯への支援に関する税制

#### (i) 高校生年代の扶養控除

現行の扶養控除制度では、高校生年代（16～18歳）の控除対象扶養親族を有する場合に、所得税で38万円、個人住民税で33万円の扶養控除が認められている。「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）では、高校生年代の扶養控除について、児童手当の拡充（所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長等）を踏まえ、現行の一般部分を廃止し、かつて高校授業料の実質無償化に伴い廃止された16～18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（所得税25万円、個人住民税12万円）を復元する方針が盛り込まれていた。これらの扶養控除の見直しは、令和7年度税制改正において、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用についての結論を得ることとされていた<sup>42</sup>。

与党大綱では、高校生年代の扶養控除について、令和8年分の所得税と令和9年度分の個人住民税の適用について見直しは行わず、現行制度を維持することとした。また、これらの見直しについては、令和8年度以降の税制改正において、各種控除の在り方の一環として検討し、結論を得るとした（与党大綱, p.12.）。

#### (ii) 子育て支援税制に関する政策税制

「令和6年度税制改正大綱」には、「子育て支援税制」として、子育て世帯を対象とした①住宅ローン減税における借入限度額の上乗せ措置、②住宅リフォーム税制の拡充、③生命保険料控除の拡充が盛り込まれていた<sup>43</sup>。これらのうち、①と②は、令和6（2024）年限りの措置として実施されていた<sup>44</sup>。

<sup>40</sup> 「令和5年度税制改正の大綱」前掲注(25), p.109.

<sup>41</sup> 「防衛増税、所得税決定先送り」前掲注(39)

<sup>42</sup> 「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）pp.95-96. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf)>

<sup>43</sup> 自由民主党・公明党「令和6年度税制改正大綱」2023.12.14, pp.12-13. <[https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207233\\_1.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207233_1.pdf)>; 令和6年度税制改正における「子育て支援税制」等に関する詳細は、竹前希美「令和6年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1254, 2024.1.30. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13264245>> 参照。

<sup>44</sup> 自由民主党・公明党 同上, pp.12-13.



与党大綱では、①～③の各措置について、上述の高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえて検討するとして、既に実施されている①、②の措置の1年間の延長に加え、③の措置も1年間の時限的な措置として対応することとされた。政府大綱では、①、②の延長措置は令和7年限りの措置として、③の措置は令和8年分の所得税について措置としている（与党大綱, p.13; 政府大綱, pp.9-11.）。具体的な内容は表3のとおりである。

表3 子育て支援税制の概要

項目	内容
① 住宅ローン減税における借入限度額の上乗せ措置	省エネ基準に適合する住宅等の新築等の場合の借入限度額について、当年中に入居した場合に限り、子育て世帯等であれば、令和6年度税制改正以前の水準である最大5000万円を維持。
② 住宅リフォーム税制の拡充	住宅リフォーム税制に、子育て世帯等による子育て対応改修工事を加える。工事費用の10%を所得税額から税額控除（工事費用の限度額は250万円）。
③ 生命保険料控除の拡充	23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料控除の最高限度額について6万円に引上げ（現行4万円）。

（出典）政府大綱, pp.9-11等を基に筆者作成。

## (2) iDeCo等の拠出限度額引上げ

iDeCo（個人型確定拠出年金）は、加入者が拠出する掛金（拠出金）とその運用収益を基に、将来の給付額が決定される私的年金制度である。加入者が拠出するiDeCoの掛金は全額が所得控除されるほか、運用益は非課税とされ、給付時にも一定の控除（公的年金等控除や退職所得控除）を適用できる。与党大綱では、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金制度（iDeCo及び企業型確定拠出年金（企業型DC））について、拠出限度額を月額7,000円引き上げることが盛り込まれた<sup>45</sup>。

特に、国民年金第2号被保険者等のうち、企業年金の加入者については、iDeCoの拠出限度額の上限も見直しが行われる。現行制度では、第2号被保険者等に係るiDeCoの拠出限度額は、企業年金（企業型DC又は確定給付企業年金（DB））等の他制度の加入状況によって異なる<sup>46</sup>。

表4 iDeCoの拠出限度額（月額）の見直し

国民年金加入の状況		現行制度	見直し案
第1号被保険者		6.8万円	7.5万円
第2号被保険者等	企業型DCのみ加入	5.5万円－（各月の企業型DCの事業主掛金の額+DB等の他制度掛金相当額の合計） （iDeCoの上限は2万円）	6.2万円－（各月の企業型DCの事業主掛金の額+DB等の他制度掛金相当額の合計） （iDeCoの上限は撤廃）
	企業型DCとDB等の他制度に加入		
	DB等の他制度のみ加入（公務員を含む。）	2.3万円	6.2万円
	企業型DCやDB等の他制度に未加入		
第3号被保険者		2.3万円	変更なし

（注）国民年金第1号被保険者は自営業・フリーランス等、第2号被保険者は会社員・公務員等、第3号被保険者は第2号被保険者に扶養されている配偶者が該当する。

（出典）政府大綱, p.15; 「イデコの拠出限度額を引上げ」『税のしるべ』2024.12.23等を基に筆者作成

現行制度におけるiDeCoの拠出限度額は、企業型DC又はDBに加入する会社員又は公務員は月額2万円、企業年金に加入しない会社員の場合は月額2.3万円である<sup>47</sup>。与党大綱では、会

<sup>45</sup> 現行の確定拠出年金の拠出上限は、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）により定められている。したがって、その見直しは、同政令の改正政令により措置されるものと見られる。

<sup>46</sup> iDeCoの拠出限度額は、国民年金第1号被保険者（自営業者等）と国民年金第2号被保険者（会社員等）で異なる。現行制度における国民年金第1号被保険者の拠出限度額は月額6.8万円である。

<sup>47</sup> ただし、企業型DC及びDB等の掛金とiDeCoの掛金の合計額の上限は月額5.5万円である。「企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映（2024年12月1日施行）」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisai.html#202412>>

社員等の iDeCo の拠出限度額について「穴埋め型」による引上げを行うとされた（与党大綱，pp.10-11.）。具体的には、iDeCo の拠出金と企業年金等の拠出金と合算して月額 6.2 万円を限度額とすることが盛り込まれた（政府大綱，p.15.）（表 4）。

## 4 法人向けの措置

### (1) 中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制は、平成 29 年度税制改正において設けられた、中小企業の設備投資を促進することを目的とした措置である<sup>48</sup>。現行制度は、中小企業において一定の要件を満たす設備投資を行った場合に、即時償却又は取得価額の 10%（資本金 3000 万円超の場合 7%）を税額控除のいずれかの適用を受けられるものである<sup>49</sup>。

見直し案では、売上高が 100 億円を超える中小企業の創出を支援するため、優遇の対象に、建物及びその附属設備（合計取得価額 1000 万円以上のもの）を追加するとともに、各類型の諸条件を見直した上で、適用期限を 2 年延長することとされた（与党大綱，p.8；政府大綱，pp.35-37.）。

新たに追加される建物及びその附属設備に係る投資については、取得価額の最大 25% の特別償却又は最大 2% の税額控除のいずれかの適用を受けることができる<sup>50</sup>（政府大綱，p.37.）。

### (2) 中小企業向け法人税率の特例の延長等

現行の法人税では、中小企業<sup>51</sup>に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額に対する税率を、19%（本則税率）から 15% に軽減する特例措置が設けられている<sup>52</sup>。与党大綱では、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、極めて所得が高い中小企業については一定の見直しを行った上で、特例措置の適用期限を 2 年延長することが盛り込まれた（与党大綱，p.8）。具体的には、所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、年 800 万円以下の金額に適用される軽減税率を 17% に引き上げるほか、適用対象法人の範囲から通算法人<sup>53</sup>を除外するとされた（政府大綱，pp.34-35.）。

また、本特例措置がリーマンショックの際に経済対策として講じられた時限措置であるという経緯を踏まえ、今回の適用期限到来時に改めて検討を行うとした（与党大綱，p.8.）。

<sup>48</sup> 中小企業投資促進税制の一部を拡充する形で設けられたものである。詳細は、瀬古雄祐「平成 29 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.936, 2017.1.26. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/10266074>> を参照。

<sup>49</sup> 中小企業庁「中小企業税制の効果について」（第 2 回税制の EBPM に関する専門家会合 資料証 2-2）2024.11.19, p.20. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/6ebpm2kai2.pdf>>

<sup>50</sup> 給与増加割合（雇用者給与等の支払額について制度の適用を受ける事業年度の前年度から増加した割合）に応じて適用可能な優遇の割合が異なる。給与増加割合が 5% 以上である場合には、取得価額の 25% の特別償却又は 2% の税額控除、給与増加割合が 2.5% 以上である場合は、特別償却 15% 又は税額控除 1%、給与増加割合が 2.5% に満たない場合は特別償却及び税額控除を適用できない（政府大綱，p.37.）。

<sup>51</sup> 資本金 1 億円以下の企業。ただし、中小法人向けの租税特別措置の適用を受けるためには、過去 3 年間の課税所得の平均が 15 億円以下であることが必要である。財務省「租税特別措置の検証（中小企業税制）」（第 2 回税制の EBPM に関する専門家会合 資料証 2-3）2024.11.19, p.8. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/6ebpm2kai3.pdf>>

<sup>52</sup> 本措置は平成 21 年度税制改正で導入された。導入当時の本則税率は 22%、租税特別措置による軽減税率が 18% であった。平成 23 年度税制改正で現在の税率まで引き下げられた。同上，p.9.

<sup>53</sup> グループ通算制度の対象となる通算親法人及び通算子法人をいう。グループ通算制度は、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度である。本制度は、従来の連結納税制度を見直し、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用が開始されたものである。国税庁「グループ通算制度の概要」2020.4. <<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei2020/pdf/01.pdf>>

### (3) 企業版ふるさと納税の延長等

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、地方自治体が行う地方創生の取組（地方版総合戦略に基づく地域再生計画として地方自治体が策定し、内閣総理大臣から認定されたもの）に対して企業が寄附を行った場合に、寄附金の損金算入（最大で寄附額の約3割）と法人税等の税額控除（最大で寄附額の6割）によって、寄附額の最大約9割の負担が軽減される租税特別措置である<sup>54</sup>。

与党大綱では、企業版ふるさと納税を活用する前提となる地域再生計画について、認定取消に至った不適切な事案<sup>55</sup>が発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や、活用状況の透明化等の必要な見直しを行うとした。措置の適用期限の延長期間については、その効果検証を行うため3年とされた（与党大綱, p.9）。

## 5 グローバル・ミニマム課税への対応

令和3（2021）年10月に、OECD/G20のBEPS包摂的枠組み<sup>56</sup>において、国際課税に係るルールの見直しに関する合意<sup>57</sup>が取りまとめられた。我が国では、この合意のうち、世界的に進行した法人税率の引下げ競争に歯止めをかけることを目的とした「グローバル・ミニマム課税<sup>58</sup>」（各国ごとに最低税率15%を確保する仕組み）について、合意内容にのっとった法制化の対応が行われてきた。具体的には、令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税を構成する主なルールのうち「所得合算ルール（Income Inclusion Rule: IIR）<sup>59</sup>」に係る法制化が行われた<sup>60</sup>が、与党による「令和5年度税制改正大綱」では、IIRを補完する「軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule: UTPR）<sup>61</sup>」と、他国によるIIRやUTPR課税から自国に所在する会社等を防衛する機能を持つ「国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax: QDMTT）」の法制化について、国際的な議論を踏まえ検討することとされていた<sup>62</sup>。

<sup>54</sup> 内閣府地方創生推進事務局「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長」地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R7zeikai.pdf>>

<sup>55</sup> 福島県国見町における企業版ふるさと納税による寄附を原資とした事業において、契約手続の公正性等に問題があるとされ、地域再生計画が取り消された。「地域再生計画の認定の取消しについて（公示）」（令和6年11月22日府地事第836号）地方創生ウェブサイト <[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/hourei/pdf/r6rinjitorikeshi\\_kouji.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/hourei/pdf/r6rinjitorikeshi_kouji.pdf)>

<sup>56</sup> BEPS（税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS））とは、多国籍企業が国際的な税制の相違や抜け穴を利用し、軽課税国に利益を移転する等して税負担の軽減を図る行為をいう。詳細については、佐藤良「経済のデジタル化に伴う国際課税ルール見直しの動向—デジタル課税とグローバル・ミニマム課税の新たな枠組み—」『レファレンス』859号、2022.7, pp.83-107. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12308599/1/1>>を参照。

<sup>57</sup> この国際的な最終合意は「市場国への新たな課税権の配分」（第1の柱）及び「グローバル・ミニマム課税」（第2の柱）から成る。このうちグローバル・ミニマム課税は更に複数のルールで構成される。同上, pp.93-100.

<sup>58</sup> 年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の国際的な活動を行う企業グループを対象に、一定の適用除外部分を除いた所得について各国ごとに最低税率15%の課税を確保するという仕組みである。乾慶一郎ほか「国際課税関係の改正（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設等関係）」『税制改正の解説 令和5年度』p.745. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0741-0976.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0741-0976.pdf)>

<sup>59</sup> IIRは、軽課税国に所在する構成事業体（子会社等）の税負担が最低税率（15%）に至るまで、親会社の居住地国で上乗せ課税を行うものである。

<sup>60</sup> 乾ほか 前掲注(58)

<sup>61</sup> 過去のOECDによる文書では「軽課税支払ルール（Undertaxed Payment Rule）」の名称が用いられていたが、このルールが税源を侵食する支払（利子や使用料等）に限定されずに用いられることに対応して、「軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule）」の名称が用いられるようになったとされる。南繁樹「令和5年度税制改正大綱：国際最低課税額に対する法人税、CbCRセーフ・ハーバー」『NO&T Tax Law Update—税務ニュースレター—』No.17, 2022.12, p.7. 長島・大野・常松法律事務所ウェブサイト <[https://www.noandt.com/wp-content/uploads/2022/12/tax\\_no\\_17\\_1.pdf](https://www.noandt.com/wp-content/uploads/2022/12/tax_no_17_1.pdf)>

<sup>62</sup> 自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱」2022.12.16, pp.7-8. <[https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848\\_1.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf)>; 乾ほか 前掲注(58), pp.746-747.

UTPR は、IIR を補完する制度であり、親会社の居住地国が IIR を導入していない場合に適用される<sup>63</sup>。QDMTT は、各国が国内法の制定により導入するミニマム課税であり、IIR や UTPR と同様の方法で上乗せ税額を計算し、課税を行うものである<sup>64</sup>。なお、QDMTT は、IIR 及び UTPR に優先して適用される<sup>65</sup>。

与党大綱では、グローバル・ミニマム課税は、我が国企業の国際競争力の維持及び向上につながるとして、UTPR 及び QDMTT の法制化を行うとされた（与党大綱，pp.14-15.）。政府大綱では、これらの適用開始時期について、令和8（2026）年4月1日以後に開始する会計年度とした（政府大綱，pp.64-74.）。

## 6 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）は、外国人旅行者等が免税店で購入した物品を土産品等として国外に持ち出す場合には、消費税を免除するものである<sup>66</sup>。これまで、免税対象及び免税店数の拡大や最低購入金額の引下げ等、制度の拡充が行われ、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとして位置づけられている<sup>67</sup>。他方で、免税物品の横流し等の不正事例が後を絶たず、出国時に免税物品を所持していない旅行者を捕捉し徴収を行っても、その多くは滞納となり、制度の不正利用が看過できない状況であると指摘されていた<sup>68</sup>。

こうした制度の不正利用を排除するため、与党大綱では、免税方式を「リファンド方式」へ見直すとした（与党大綱，p.15.）。現行の免税制度は、免税店が、販売時に旅券情報を確認する等、一定の方法で免税対象物品を販売する際には、消費税が免除される方式である<sup>69</sup>。リファンド方式は、出国時に免税品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立し、旅行者に消費税相当額を返金する仕組みである。政府大綱では、リファンド方式への見直しは、令和8（2026）年11月1日以後に行われる免税販売について適用するとした（政府大綱，pp.58-61.）。

## III 主な論評と今後の課題

### 1 主な論評

令和7年度税制改正において、最大の争点である「103万円の壁」については、その引上げ幅や財源が主な論点である。これらの論点に係る主な論評を紹介する。

<sup>63</sup> 佐藤 前掲注(56), pp.97-98.

<sup>64</sup> 同上, pp.99-100; デロイトトーマツ税理士法人「Pillar2（グローバル・ミニマム課税）制度の概要（令和5年度経済産業省委託事業）」2024.1, pp.5-8. 経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/itaxseminar2023/26.Pillar2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/itaxseminar2023/26.Pillar2.pdf)>

<sup>65</sup> QDMTT の税額は他国の IIR や UTPR 課税について生じる税額を減殺する。このため、QDMTT は、他国による IIR や UTPR 課税から本国に所在する会社等を防衛する機能を持つとされる。乾ほか 前掲注(58), pp.746-747.

<sup>66</sup> 我が国の消費税は、国際取引における一般的なルールとして普及している「仕向地主義」に基づき、商品が国外に輸出される際には免税となる（輸出免税）。外国人旅行者向け免税制度は、土産品等を国外に持ち帰ることは、実質的に輸出と同様であるから設けられた制度であるとされる。「No.6559 外国人旅行者等の免税購入対象者」『タックスアンサー（よくある税の質問）』国税庁ウェブサイト <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6559.htm>>

<sup>67</sup> 後藤俊平「訪日消費を押し上げる消費税免税制度」『Research Eye』No.2024-044, 2024.8.27. 日本総研ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/research/pdf/15208.pdf>>

<sup>68</sup> 自由民主党・公明党 前掲注(43), p.23.

<sup>69</sup> 国税庁「輸出物品販売場制度について」2023.4. <[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/0021009-040\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/0021009-040_02.pdf)>

## (1) 引上げ幅

「103万円の壁」の引上げをめぐる議論では、物価上昇局面における税負担の調整や、減税による消費喚起等、様々な側面が論じられた<sup>70</sup>。税制改正案についての有識者の論評では、長年にわたり据え置かれてきた、103万円という所得税の課税基準を動かすことができたということは評価できる、との見解が見られる<sup>71</sup>。基礎控除と給与所得控除の最低保障額の合計額を123万円としたことについては、物価上昇率以上に所得税の負担が増加する現象への対応として適当であるという見解がある<sup>72</sup>。他方で、個人の減税額の規模は小さいことから、消費刺激効果はそれほど望めないという見解がある<sup>73</sup>。

## (2) 財源

与党大綱における基礎控除と給与所得控除の最低保障額の引上げの財源の整理をめぐることは、海外における税制のインフレ調整は増税や歳出削減等を伴わない形で実施されるのが通例であり、妥当な対応であるとの見方が示されている<sup>74</sup>。国民民主党が求める基礎控除等の178万円への引上げの財源については、税収の上振れや予算の不用額を充てることは必ずしも適切ではないものの、消費が長期低迷から脱するきっかけとなる可能性がある政策であり、財源がないことを理由として重要な政策の実施を見送るべきではないとする見方もある<sup>75</sup>。

## 2 今後の課題

与党大綱には、令和8年度税制改正以降において結論を得るとされた検討課題が複数ある。ここでは、主なものとして、(1)自動車関係諸税の総合的な見直し等、(2)防衛増税のうち所得税部分、(3)高校生年代の扶養控除について概要を紹介する。

### (1) 自動車関係諸税の総合的な見直し等

#### (i) 見直しの基本的な考え方

自動車を取り巻く環境は、世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車(EV)の普及、保有から利用への移行、自動運転技術の向上等、大きく変化しているとされる<sup>76</sup>。与党大綱では、こうした環境変化の中で、中長期的な視点から、公平・中立・簡素な課税の在り方について、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うとしている(与党大綱, pp.16-17.)。

自動車関係諸税については、我が国の自動車戦略やインフラ整備の長期展望や、「2050年

<sup>70</sup> 例えば、星野卓也氏(第一生命経済研究所首席エコノミスト)は、基礎控除等の引上げは、少なくとも①家計向けの減税、②所得税のインフレ調整、③年収の壁を意識した働き控えの解消と3つの論点を併せ持つものであったと指摘している。星野卓也「基礎控除引き上げの論点整理」『Economic Trends』2024.11.5。第一生命経済研究所ウェブサイト <<https://www.dlri.co.jp/files/macro/387791.pdf>>

<sup>71</sup> 森信茂樹「「財政ポピュリズム」国民へ情報足りず(考論)」『朝日新聞』2024.12.21; 星野卓也「制度のインフレ調整 評価(税制改正大綱 識者に聞く)」『読売新聞』2024.12.21。

<sup>72</sup> 是枝俊悟「「178万円」なら減税13.3万円の試算」『産経新聞』2024.12.21。

<sup>73</sup> 星野卓也「2025年度税制改正大綱のポイント」『Economic Trends』2024.12.23。第一生命経済研究所ウェブサイト <<https://www.dlri.co.jp/files/macro/400177.pdf>>

<sup>74</sup> 同上

<sup>75</sup> 斎藤太郎「「財源がない」は本当か〜「103万円の壁」引き上げを巡って〜」『研究員の眼』2024.11.25。ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <[https://www.nli-research.co.jp/files/topics/80296\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/80296_ext_18_0.pdf?site=nli)>

<sup>76</sup> 諸外国の自動車関係諸税の動向については、佐藤良・三浦啓「諸外国の自動車関係税(資料)」『レファレンス』889号, 2025.1。 <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13982601>> を参照。

カーボンニュートラル」目標の実現に資するものとするのが基本であるとした上で、見直しの考え方として4点を示した（表5）（与党大綱, pp.16-17.）。

表5 自動車関係諸税の総合的な見直しの考え方

観点	内容
① 財源確保	自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする。
② 動力源の多様化への対応	多様な動力源（パワートレイン）が併存することを踏まえた税制とする。また、質の高い電気自動車の普及に資する税制とする。
③ 脱炭素化	脱炭素化に向けた取組に貢献するものとする。
④ 受益と負担の対応関係	自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革を踏まえて使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明する。

（出典）与党大綱, pp.16-17 を基に筆者作成。

## （ii）車体課税

車体課税について、国・地方の税収中立の下、取得時における負担軽減等の在り方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税負担の在り方について、令和8年度税制改正において結論を得るとされた（与党大綱, p.17.）。

## （iii）利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性や安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、使途、執行・関係技術等を踏まえて検討し<sup>77</sup>、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得るとされている（与党大綱, p.17.）。税負担の公平性については、例えば、燃料課税（揮発油税等）は、次世代自動車と従来のガソリン車との間で税負担が公平ではないという指摘がある<sup>78</sup>。

## （iv）いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止

Iで言及したように、与党大綱では、「いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する」とする3党合意の文言が盛り込まれているが、具体的な税目や手法、実施時期等には言及がなく、今後検討が進められると見られる<sup>79</sup>。現行の燃料課税では、揮発油税（国税）及び軽油引取税（地方税）において、本則税率に「当分の間税率」（旧暫定税率）が上乘せられて適用されている。当分の間税率を適用することによる税収は計1.5兆円程度であり、単純に廃止する場合、税収への影響が大きいと見られている<sup>80</sup>。

## （2）防衛増税のうち所得税部分

Iで言及したように、防衛増税のうち、所得税部分については、基礎控除等の引上げによる減税との整合性や、法人税・たばこ税に係る措置のみでも1兆円程度の税収増が確保されていること等の理由により、実施時期の決定が先送りされ、引き続き検討が行われる。与党内には所得税の増税措置そのものを諦めるべきであるとの主張もあると報じられている一方で、税収

<sup>77</sup> 具体的には、走行距離に応じた課税（走行距離課税）の検討が必要であるという見解がある。土居丈朗「所得格差是正 配慮欠いた（税制改正大綱 識者に聞く）」『読売新聞』2024.12.21.

<sup>78</sup> 立岡健二郎「自動車関係課税のあるべき方向性を考える」『JRI レビュー』76号, 2020, pp.88-89. 日本総研ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/file/report/jrireview/pdf/11528.pdf>>

<sup>79</sup> 「ガソリン減税 明記せず 自公国、具体策は今後議論」『日本経済新聞』2024.12.21.

<sup>80</sup> 同上

の上振れは安定財源とは言えず、財源の確保は必須であるとの見解があると報じられている<sup>81</sup>。

### (3) 高校生年代の扶養控除

高校生年代の扶養控除の見直しについて、与党による「令和6年度税制改正大綱」では、児童手当の拡充と合わせて全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指すとされていた<sup>82</sup>。与党大綱では、この考え方を踏まえつつ、関連施策との関係や所得再分配機能の観点から検討を行うとされている（与党大綱, p.12.）。

## おわりに

令和7年度税制改正案では、主だった増税項目は防衛増税のうちの法人税及びたばこ税に係る措置に限られており、全体としては、「103万円の壁」の引上げを筆頭とした減税項目が中心となったといえる。令和7年度税制改正案の策定過程では、「103万円の壁」をめぐる国民的な関心が寄せられ、税制改正案に基礎控除等の引上げが盛り込まれるに至った。

今回、議論の中心となった所得税は、我が国の基幹税の1つである。所得税は、「103万円の壁」のほかにも、配偶者控除や退職所得控除の見直し等、働き方や家族の在り方の多様化に合わせた見直しが求められている。令和7年度税制改正案に係る議論では、「103万円の壁」に議論が集中するあまり、税の全体像への目配りが欠けたという指摘や、税・社会保障制度全体の改革が必要との見解もある<sup>83</sup>。

与党大綱では、防衛増税のうち所得税に係る措置の開始時期や高校生年代の扶養控除の在り方等の見直しに関する議論を先送りすることとしている。これらについては、負担論が置き去りになり、税による財源調達機能は薄れる一方であるという批判がある<sup>84</sup>。近年は、インフレ等を背景として、全体として税収が伸びている<sup>85</sup>。しかしながら、構造的な要因により財政赤字が定着しており<sup>86</sup>、歳出に対して税収が上回るようになったわけではない<sup>87</sup>。必要な税負担をどのように分かち合っていくべきかについて、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点を踏まえ<sup>88</sup>、国民にとって分かりやすい形で腰を据えた熟議が展開されることが期待される。

<sup>81</sup> 「与党税制大綱 防衛増税：課題先送り 所得税：公明反対、自民も容認」『産経新聞』2024.12.21; 「防衛費安定財源に懸念、所得増税時期 決定先送り 法人・たばこは26年4月」『日本経済新聞』2024.12.14.

<sup>82</sup> 自由民主党・公明党 前掲注(43), pp.23-24.

<sup>83</sup> 「社説 所得税の改革は腰を据えてやり直せ」『日本経済新聞』2024.12.21.

<sup>84</sup> 「減税先行、負担論置き去り 過去のばらまき 手足縛る」『日本経済新聞』2024.12.21.

<sup>85</sup> 「令和5年度決算について」（令和6年第10回経済財政諮問会議 資料5）2024.7.19, p.2. 内閣府ウェブサイト <[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2024/0719/shiryo\\_05.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2024/0719/shiryo_05.pdf)>; 「国の税収、4年連続過去最高 72.1兆円、法人税好調」『税務経理』10184号, 2024.7.12.

<sup>86</sup> 財務省「日本の財政関係資料」2024.10, p.18. <[https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal\\_condition/related\\_data/202410\\_00.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202410_00.pdf)>

<sup>87</sup> 濱野展幸「103万円をめぐる議論「政策目的」と「手段」」『Insight Plus』2024.12.5, p.3. SOMPO インスティテュート・プラスウェブサイト <<https://www.sompo-ri.co.jp/wp-content/uploads/2024/12/t202463.pdf>>; 「社説 無責任な楽観論は慎むべきだ」『読売新聞』2024.12.21.

<sup>88</sup> 税制調査会 前掲注(4), pp.3, 14; 森信茂樹「令和7年度税制改正（103万円の壁問題）の評価 財政ポピュリズムをどう防ぐか」2024.12.20. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4624>>

巻末表 A 令和7年度税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	▲ 5,830	▲ 6,750
(2) 生命保険料控除の拡充	▲ 250	-
(3) 住宅ローン控除の拡充	▲ 290	▲ 20
(4) 企業年金・個人年金制度等の見直し	▲ 200	-
個人所得課税 計	▲ 6,570	▲ 6,770
2. 法人課税		
中小企業経営強化税制の拡充等	▲ 40	▲ 30
合 計	▲ 6,610	▲ 6,800

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

(注2) 「1.(1)物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、基礎控除の引上げ（平年度▲5450億円、初年度▲6310億円）、給与所得控除の引上げ等（平年度▲280億円、初年度▲320億円）及び特定親族特別控除（仮称）の創設（平年度▲100億円、初年度▲120億円）である。

(注3) 住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和7年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注4) 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人税について、令和6年度に▲620億円の減収が生じることとなる。

(出典) 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）p.88. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)>

【別掲】 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

（単位：億円）

改正事項	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税（仮称）の創設（令和8年4月施行）	5,280	8,210	7,710
2. たばこ税の見直し（令和8年4月施行）	440	1,170	2,150
合 計	5,720	9,380	9,860

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 令和7年度税制改正による現時点の増収見込額を記載したもの。計数は今後変動がありうる。

(注3) 所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとされている。

(出典) 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）p.88. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)>



巻末表 B 令和7年度税制改正（地方税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1. 個人住民税 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	▲ 264 ▲ 264	▲ 486 ▲ 486	▲ 750 ▲ 750			
2. 不動産取得税 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受ける不動産に係る課税標準の特例措置の拡充	▲ 1 ▲ 1		▲ 1 ▲ 1	▲ 1 ▲ 1		▲ 1 ▲ 1
3. 固定資産税						
(1) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充及び適用期限の延長		7 9	7 9			
(2) その他		▲ 2	▲ 2			
合 計	▲ 265	▲ 479	▲ 744	▲ 1		▲ 1
国税の税制改正に伴うもの	▲ 68	▲ 27	▲ 95	▲ 2		▲ 2
個人住民税	▲ 65	▲ 118	▲ 183			
法人住民税	▲ 1	▲ 5	▲ 6			
法人事業税	▲ 18		▲ 18	▲ 2		▲ 2
地方たばこ税	16	96	112			
再 計	▲ 333	▲ 506	▲ 839	▲ 3		▲ 3

(注 1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

(注 2) 「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、給与所得控除の引上げ等(▲700億円)及び特定親族特別控除(仮称)の創設(▲50億円)である。

(注 3) 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業譲与税について、令和7年度に▲139億円の減収が生じることとなる。

(注 4) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は、平年度▲9億円と見込まれる。

(出典) 「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定) p.89. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)>